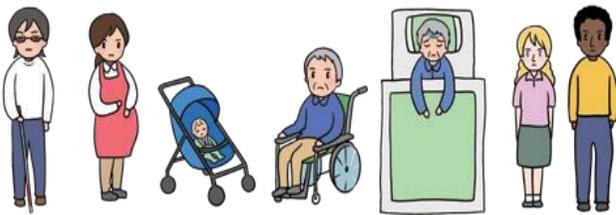


避難行動要支援者支援制度について

1 自ら避難することが困難な方への支援イメージについて

避難行動要支援者



※自ら避難することが困難な方
(社会福祉施設入所者や長期入院患者などの方は施設管理者の対応となります。)

2

名簿情報を平時から支援者に提供してよいか**桶川市**から避難行動要支援者へ確認

桶川市役所



1

桶川市において避難行動要支援者名簿の作成

5

平常時

支援者による声掛け等の見守り活動の実施

支援者(避難支援等関係者)



※民生委員 自主防災組織
自治会 など

6

災害時

支援者による安否確認等の避難支援の実施



4

同意した方の名簿情報を**桶川市**から支援者へ提供

2 避難行動要支援者名簿とは

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

3 避難行動要支援者名簿の情報

名簿には主に次の情報が登録されます。

氏名	生年月日	性別
住所・居所	電話番号	など

4 平常時に受けられる支援(例)

- 支援者との交流(日常の声かけ等の見守り)
- 個別計画や防災訓練に活用



5 災害時に受けられる支援(例)

- 避難連絡・安否確認に関する支援

